

平成 26 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名	株式会社ドリコム
代 表 者 名	代表取締役社長 内藤 裕紀
コード番号	3793 (東証マザーズ)
問 合 せ 先	経営管理本部長 後藤 英紀
電 話 番 号	03 - 6682 - 5700

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 13 期定時株主総会に定款の一部変更の件を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、平成 26 年 1 月 30 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用する旨並びに会社法の規定に基づき、定款第 6 条（発行可能株式総数）の変更及び定款第 7 条（単元株式数）の新設を決議いたしました。

これにともない、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）の新設及びこれに伴う条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します）

現 行 定 款	改 正 案
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
（発行可能株式総数）	（現行どおり）
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、21,760,000 株とする。	
（単元株式数）	（現行どおり）
第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。	
（新 設）	<u>（単元未満株式についての権利）</u>
	<u>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u>
	<u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u>
	<u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u>
	<u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 40 条 （条文省略）	第 9 条～第 41 条 （現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	平成 26 年 6 月 25 日
定款変更の効力発生日（予定）	平成 26 年 6 月 25 日

以 上